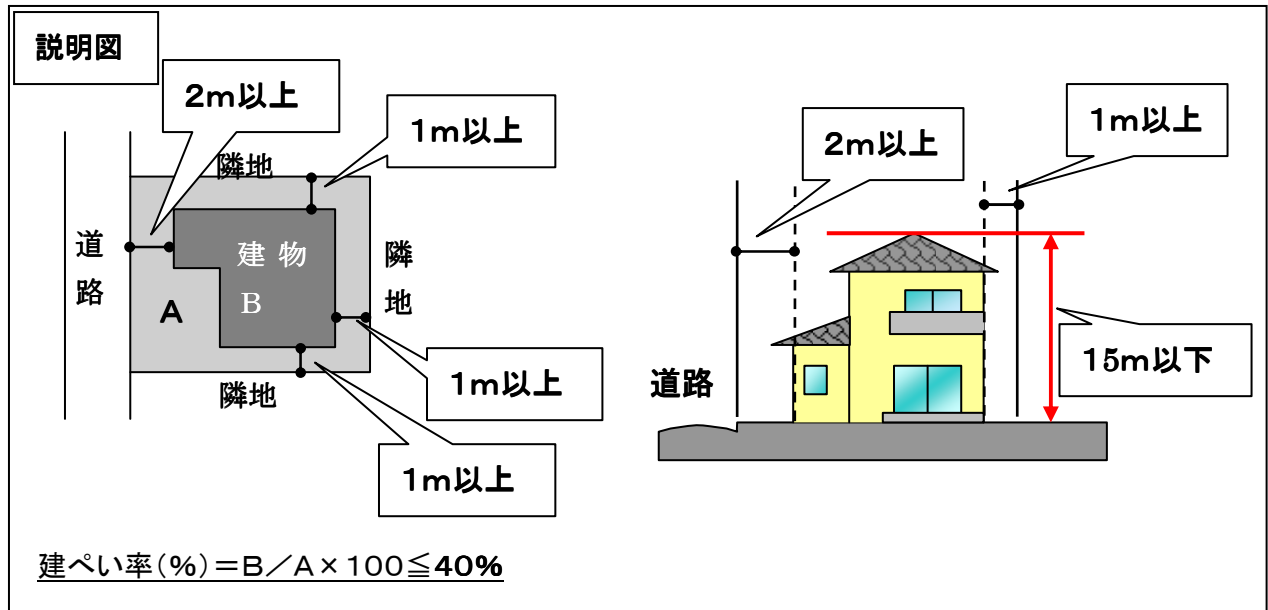


市条例で定める行為規制の内容

(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転

建築物の高さ	15m以下
建ぺい率	40%以下
壁面後退	道路に接する部分 : 2m以上 その他の部分(隣地境界等) : 1m以上
建築物等の位置及び形態	建築物等にあつては、位置、規模、形態及び意匠が周辺における風致と著しく不調和でないこと



(2) 建築物等の色彩の変更

建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 宅地の造成等

(ア) 宅地の造成に伴う適切な植栽等により覆われた率(緑地率)

宅地の造成等の際、緑地率20%以上あること。ただし、宅地の造成等の面積が300㎡未満の場合で、かつ、土地の形状等により当該割合とすることが困難と認められる場合には、当該割合に2分の1を乗じて得た割合以上であること。

(イ) 1ha を超える宅地の造成等

1. 高さが2m を超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないこと。
2. 都市の風致の維持上特に枢要な森林として、あらかじめ市長が指定したものの伐採はしないこと。

(ウ) 1ha 以下の宅地の造成等

高さが2m を超えるのりを生じる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生じるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

#### (4)水面の埋立て又は干拓

1. 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。
2. 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### (5)木竹の伐採

木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

1. 建築物等の新築等及び宅地の造成等の行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採
2. 森林の択伐
3. 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で、伐採区域の面積が1ha以下のもの
4. 森林である土地の区域外における木竹の伐採

#### (6)土石の類の採取

採取の方法が、露天掘りでなく(必要な埋めもどし又は植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)、かつ採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

#### (7)屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

### 3. 罰則規定

- ・条例の監督処分の規定による市長の是正命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金
- ・条例の規定に基づく許可を受けなかった者、許可の条件に違反した者は、30万円以下の罰金
- ・是正処置等の状況を確認するために行う立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金
- ・法人等への両罰規定